

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえた「高知市環境基本条例」を1997（平成9）年に制定し、恵み豊かな自然環境を将来の世代へ継承していくために、2000（平成12）年に「高知市環境基本計画」、2013（平成25）年に「第二次高知市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する各種施策を実施してきました。

「森・里・海をつなぐ環境軸」である鏡川の上流域の中山間地域には、現在も森林や里山、農地等が多く存在し、山間部から流れる清らかな鏡川の流域を中心に、市の鳥であるセグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメなど多様な生きものが生息しています。しかしながら、人口減少や高齢化の進行等を背景に、自然と人の適切な関わりが衰退し、自然環境の持つ多面的機能の維持や生物多様性の損失が課題となっています。

また、循環型社会の形成においては、天然資源の消費の抑制や、資源の有効活用による環境負荷の低減を目指して、市民・事業者・行政の協働による3Rの取組強化や、高齢化の進行に伴い、今後増加が予想されるごみ出し困難者への対策などが必要となっています。

さらには、地球規模での喫緊の課題である地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減する緩和策の推進と、既に現れつつある気候変動による影響への備えを行い、その被害を軽減する適応策の両輪で取り組んでいくことが必要となっています。

国内外においても、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、2015（平成27）年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みとしての「パリ協定」が採択されました。また、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

国では、こうした国際的な動向を踏まえ、2018（平成30）年に第五次環境基本計画を策定し、環境・社会・経済の多様な課題を解決するため、分野横断的な6つの「重点戦略」を掲げたほか、地域資源を最大限活用しながら、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しました。そして、重点戦略を支える環境政策の根幹として、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」、「環境リスクの管理」、それらの基盤となる施策を、着実に推進していくこととしています。

本市においても、国内外の状況や「高知市環境基本条例」の基本理念を踏まえて、「2011高知市総合計画」に掲げる将来の都市像の実現を環境面から推進し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第三次高知市環境基本計画」を策定するものです。

高知市環境基本条例 第3条（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

高知市環境基本条例 第8条（高知市環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までの本編、第6章の資料編で構成しています。

第1章では、計画策定の背景と趣旨や計画の位置付けなどの基本的事項を示し、第2章では、高知市の現状と課題及び環境をめぐる国内外の動向を踏まえた4つの視点を整理しています。

第3章では、本市が目指す将来の環境像と5つの基本目標を掲げ、それを実現するための各主体の役割や施策体系等を示し、第4章では基本目標ごとに、環境の保全及び創造に関する施策を記載しています。

第5章では、本計画の推進体制や進行管理、評価の仕組みを示しています。

| | | |
|-----|------------------|--|
| 第1章 | 計画の基本的事項 | <ul style="list-style-type: none">・ 計画策定の背景と趣旨・ 計画の位置付け・ 計画の構成・ 計画の対象・ 計画期間 |
| 第2章 | 計画策定にあたり踏まえるべき視点 | <ul style="list-style-type: none">・ 高知市の現状と課題・ 環境をめぐる国内外の動向・ 踏まえるべき視点 (SDGs, 地域循環共生圏, 2050年カーボンニュートラル, 3R+Renewable) |
| 第3章 | 目指す将来の環境像 | <ul style="list-style-type: none">・ 目指す将来の環境像・ 5つの基本目標・ パートナーシップを支える 市民・事業者・市の役割・ 施策体系・ 指標設定の考え方 |
| 第4章 | 環境の保全及び創造に関する施策 | <ul style="list-style-type: none">・ 環境の保全及び創造に関する 11の施策 |
| 第5章 | 計画の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 計画の推進体制・ 計画の進行管理・ 評価の仕組み |
| 第6章 | 資料編 | <ul style="list-style-type: none">・ 高知市の概況等・ 指標一覧・ 高知市環境基本条例 等 |

4 計画の対象

本計画の対象は、高知市環境基本条例第 15 条から第 27 条に基づき、以下のとおりとします。

(1) 計画の対象とする範囲（高知市環境基本条例から抜粋）

- 資源の循環的な利用等の促進（第 15 条）
- 森林及び緑地の保全等（第 16 条）
- 田園環境の保全等（第 17 条）
- 良好な水環境の保全等（第 18 条）
- 美しい海及び渚の保全（第 19 条）
- 都市美の形成（第 20 条）
- 環境美化の促進等（第 21 条）
- 環境教育及び学習の振興等（第 22 条）
- 自発的な活動の促進（第 23 条）
- 情報の提供（第 24 条）
- 地球環境の保全の推進等（第 27 条）

(2) 対象地域

高知市全域

5 計画期間

計画期間：2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度まで

本計画の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度までの 10 年間とします。社会・経済情勢や国の施策などに変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。